

<p>○公正取引委員会規則第七号 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）及び関係法律の規定に基づき、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。</p> <p>令和二年十二月二十五日 公正取引委員会委員長 古谷 一之</p> <p>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則等の一部を改正する規則 （私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則の一部改正）</p> <p>第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和二十八年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。</p>	<p>改正後</p> <p>改正前</p>
<p>（文書の証明）</p> <p>第十条 この規則で定める様式による報告書、届出書又は申請書を公正取引委員会に提出する場合には、これらの文書が真正に作成されたものであること及びその内容が真正であることを証する書類を添付しなければならない。</p> <p>〔様式〕</p>	<p>〔条を加える。〕</p> <p>〔様式〕</p>

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第4項の規定による報告書（外国会社）

年 月 日現在

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(よりかな) 名称及び住所 (注1)	日本国内の支店又は出張所等の名称及び所在地		〒
	事務上の連絡先、電話番号及び担当者		〒
国 籍 等	国 籍	設立準拠法	設立年月日 決算の時期
現に営む事業の概要 (注2)			
総資産等 (注3)	総資産(A) (注4)	所有株式のうち国内の子会社(注5)の株式の帳簿価額(注6)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注7) ((B)/(A)×100)
	(邦貨換算 百万円) (換算率)	(邦貨換算 百万円)	%
我が国における事業の概要 (注8)	事業分野(注9)	最近1年間の売上額(注10)	備考(注11)
		百万円	
報告の状況 (注12)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月		

- (注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
2 現に営む事業の概要は、我が国において営んでいない事業も含め、事業内容が分かるように具体的に記載すること。
3 換算率は、決算日の為替相場によること。

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第4項の規定による報告書（国内の会社）

年 月 日現在

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(よりかな) 名称 (注1)	事務上の連絡先		担当部署
	住所		〒
住 所	担当者		
	電話番号		— —
設立年月日	年 月 日	決算の時期	年 月
総資産等	総資産(A) (注2)	所有株式のうち国内の子会社(注3)の株式の帳簿価額(注4)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注5) ((B)/(A)×100)
	百万円	百万円	%
現に営む事業の概要 (注6)	事業分野(注7)	最近1年間の売上額(注8)	備考(注9)
		百万円	
報告の状況 (注10)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月		

- (注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
2 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
3 子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。
4 株式の帳簿価額には、含名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。
5 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁までを記載すること。

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第4項の規定による報告書（外国会社）

令和 年 月 日現在

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(よりかな) 名称及び住所 (注1)	日本国内の支店又は出張所等の名称及び所在地		〒
	事務上の連絡先、電話番号及び担当者		〒
国 籍 等	国 籍	設立準拠法	設立年月日 決算の時期
現に営む事業の概要 (注2)			
総資産等 (注3)	総資産(A) (注4)	所有株式のうち国内の子会社(注5)の株式の帳簿価額(注6)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注7) ((B)/(A)×100)
	(邦貨換算 百万円) (換算率)	(邦貨換算 百万円)	%
我が国における事業の概要 (注8)	事業分野(注9)	最近1年間の売上額(注10)	備考(注11)
		百万円	
報告の状況 (注12)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月		

- (注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
2 現に営む事業の概要は、我が国において営んでいない事業も含め、事業内容が分かるように具体的に記載すること。
3 換算率は、決算日の為替相場によること。

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第4項の規定による報告書（国内の会社）

令和 年 月 日現在

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第4項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の4第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり報告します。

記

1 提出会社に関する事項

(よりかな) 名称 (注1)	事務上の連絡先		担当部署
	住所		〒
住 所	担当者		
	電話番号		— —
設立年月日	年 月 日	決算の時期	年 月
総資産等	総資産(A) (注2)	所有株式のうち国内の子会社(注3)の株式の帳簿価額(注4)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注5) ((B)/(A)×100)
	百万円	百万円	%
現に営む事業の概要 (注6)	事業分野(注7)	最近1年間の売上額(注8)	備考(注9)
		百万円	
報告の状況 (注10)	1 前期分提出 2 新規提出 3 以前に提出 → 前回提出年月 年 月		

- (注) 1 前回の報告書の記載時点後に名称を変更した場合は、旧名称を付記すること。
2 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
3 子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。
4 株式の帳簿価額には、含名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。
5 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁までを記載すること。

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第10条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書

公正取引委員会 届	年 月 日
名称 代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第2条の6第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に關する事項の概要	
名称 (園種)	担当部署
設立準備法	所在地
国内売上高合計額 (年 月期末現在)	担当者 電話番号

(2) 届出の対象となる株式発行会社に關する事項の概要		
名称 (園種)	議決権保有割合の 変動予定内容	% → %
株式発行会社及びその 子会社の国内売上 高の合計額 (年 月期末現在)	上記変動の予定日	年 月 日

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法	

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第7項の規定による届出書

公正取引委員会 届	年 月 日
名称 代表者の役職 氏名	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第7項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の5第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出会社に關する事項

名称 (園種)	担当部署			
住所	住所			
	担当者 電話番号			
設立年月日	決算の時期			
総資産等	総資産(A) (注1)	所有株式のうちの子会社(注2)の株式の帳簿価額(注3)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注4)(B)/(A)×100	事業分野(注5)
	百万円	百万円	%	

- (注) 1 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
 2 子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。
 3 株式の帳簿価額には、合名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。
 4 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁までを記載すること。
 5 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類(3桁分類)に準拠するものとする。また、事業分野については、届出会社の属する事業分野のうち、届出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし、届出会社が、株式所有以外に事業を営んでいない場合若しくは定款上株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が8000億円以下である場合には、記載を要しない。

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第10条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書

公正取引委員会 届	令和 年 月 日
名称 代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第2条の6第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に關する事項の概要	
名称 (園種)	担当部署
設立準備法	所在地
国内売上高合計額 (年 月期末現在)	担当者 電話番号

(2) 届出の対象となる株式発行会社に關する事項の概要		
名称 (園種)	議決権保有割合の 変動予定内容	% → %
株式発行会社及びその 子会社の国内売上 高の合計額 (年 月期末現在)	上記変動の予定日	年 月 日

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法	

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第9条第7項の規定による届出書

公正取引委員会 届	令和 年 月 日
名称 代表者の役職 氏名	印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第7項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の5第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出会社に關する事項

名称 (園種)	担当部署			
住所	住所			
	担当者 電話番号			
設立年月日	決算の時期			
総資産等	総資産(A) (注1)	所有株式のうちの子会社(注2)の株式の帳簿価額(注3)(B)	子会社の株式の総資産に対する所有比率(注4)(B)/(A)×100	事業分野(注5)
	百万円	百万円	%	

- (注) 1 総資産は、昭和28年公正取引委員会規則第1号第1条の2の規定による額を、百万円未満を切り捨てて記載すること。
 2 子会社とは、法第9条第5項の規定により子会社として定義されているものをいう。
 3 株式の帳簿価額には、合名会社、合資会社又は合同会社である子会社に対する出資金額を含めること。なお、百万円未満を切り捨てて記載すること。
 4 子会社の株式の総資産に対する所有比率は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁までを記載すること。
 5 事業分野の分類は、日本標準産業分類の小分類(3桁分類)に準拠するものとする。また、事業分野については、届出会社の属する事業分野のうち、届出会社の定款上最も重要と考えられるものを記載すること。ただし、届出会社が、株式所有以外に事業を営んでいない場合若しくは定款上株式所有以外に事業を営むことを予定していない場合又は当該事業分野全体の最近1年間の売上額が8000億円以下である場合には、記載を要しない。

様式第6号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法律第11条第1項ただし書の規定による認可申請書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項ただし書の規定により、議決権の取得又は保有の認可を受けたいので、昭和28年公正取引委員会規則第1号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな	
名称	
事務上の連絡先	
所在地	〒
担当部署	担当者
電話番号	- -

(2) 株式会社に関する事項の概要

ふりがな		議決権	□10%以下
名 称		保 有	□10%超 25%以下
		割 合	□25%超 50%以下
			□50%超

「議決権保有割合」欄の下線部の□にレ印を付した場合は、後掲2(3)及び(4)、5並びに6については記載不要。ただし、株式会社申請会社と他の株式会社との共同出資会社である場合は、この限りでない。

様式第5号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法律第10条第5項の規定により適用される同条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第5項の規定により適用される同条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第2条の6第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 種)	< >	事務上の連絡先	担当部署	
設立準拠法		所在地	〒	
国内売上高合計額	百万円 < 年 月期末現在>	担当者		
		電話番号	- -	

(2) 届出の対象となる株式会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 種)	< >	議決権保有割合の変動予定内容	% → %
株式会社及びその子会社の国内売上高の合計額	百万円 < 年 月期末現在>	上記変動の予定日	年 月 日

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法

様式第6号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法律第11条第1項ただし書の規定による認可申請書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第1項ただし書の規定により、議決権の取得又は保有の認可を受けたいので、昭和28年公正取引委員会規則第1号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな	
名称	
事務上の連絡先	
所在地	〒
担当部署	担当者
電話番号	- -

(2) 株式会社に関する事項の概要

ふりがな		議決権	□10%以下
名 称		保 有	□10%超 25%以下
		割 合	□25%超 50%以下
			□50%超

「議決権保有割合」欄の下線部の□にレ印を付した場合は、後掲2(3)及び(4)、5並びに6については記載不要。ただし、株式会社申請会社と他の株式会社との共同出資会社である場合は、この限りでない。

様式第5号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法律第10条第5項の規定により適用される同条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第5項の規定により適用される同条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第2条の6第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 種)	< >	事務上の連絡先	担当部署	
設立準拠法		所在地	〒	
国内売上高合計額	百万円 < 年 月期末現在>	担当者		
		電話番号	- -	

(2) 届出の対象となる株式会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 種)	< >	議決権保有割合の変動予定内容	% → %
株式会社及びその子会社の国内売上高の合計額	百万円 < 年 月期末現在>	上記変動の予定日	年 月 日

(3) 株式取得の目的・理由・経緯・方法

様式第8号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条第2項の規定による合併に関する計画届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条第3項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 種)	(甲) <input type="checkbox"/> 存続会社 <input type="checkbox"/> 解散会社	(乙) 解散会社
	()	()
設立準備法		
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)	百万円 (年 月期末現在)

(2) 合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要

名 称 (ふりがな)	合併予定期日	合併比率
<input type="checkbox"/> 甲に同じ	年 月 日	(甲)(乙) 1 :

(3) 合併の目的・理由・経緯・方法

.....

.....

.....

.....

様式第7号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第11条第2項の規定による認可申請書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第2項の規定により、議決権保有の認可を受けたいので、昭和28年公正取引委員会規則第1号第4条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな	
名 称	
事務上の連絡先	
所在地	〒
担当部署	担当者
電話番号	- -

(2) 株式会社に関する事項の概要

ふりがな	
名 称	
議決権保有の事由	号 法定限度を超えることとなった日 年 月 日

様式第8号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条第2項の規定による合併に関する計画届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条第3項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

(ふりがな) 名 称 (国 種)	(甲) <input type="checkbox"/> 存続会社 <input type="checkbox"/> 解散会社	(乙) 解散会社
	()	()
設立準備法		
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)	百万円 (年 月期末現在)

(2) 合併後存続又は設立する会社に関する事項の概要

名 称 (ふりがな)	合併予定期日	合併比率
<input type="checkbox"/> 甲に同じ	年 月 日	(甲)(乙) 1 :

(3) 合併の目的・理由・経緯・方法

.....

.....

.....

.....

様式第7号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第11条第2項の規定による認可申請書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条第2項の規定により、議決権保有の認可を受けたいので、昭和28年公正取引委員会規則第1号第4条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 申請の概要

(1) 申請会社に関する事項の概要

ふりがな	
名 称	
事務上の連絡先	
所在地	〒
担当部署	担当者
電話番号	- -

(2) 株式会社に関する事項の概要

ふりがな	
名 称	
議決権保有の事由	号 法定限度を超えることとなった日 年 月 日

様式第10号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条の2第3項の規定による吸収分割に関する計画届出書

公正取引委員会 殿		年 月 日
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第3項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の2第4項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	(甲) 承継する会社	(乙) 分割する会社
(ふりがな) 名称 (国 種)	< >	< >
設立準拠法		<input type="checkbox"/> 事業の全部分割 <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の分割
区分		
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
吸収分割予定期日	年 月 日	

(2) 吸収分割の目的・理由・経緯・方法

様式第9号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条の2第2項の規定による共同新設分割に関する計画届出書

公正取引委員会 殿		年 月 日
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の2第4項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
(ふりがな) 名称 (国 種)	< >	< >
設立準拠法		<input type="checkbox"/> 事業の全部分割 <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の分割
区分		
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
共同新設分割予定期日	年 月 日	

(2) 共同新設分割の目的・理由・経緯・方法

様式第10号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条の2第3項の規定による吸収分割に関する計画届出書

公正取引委員会 殿		令和 年 月 日
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	印
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第3項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の2第4項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	(甲) 承継する会社	(乙) 分割する会社
(ふりがな) 名称 (国 種)	< >	< >
設立準拠法		<input type="checkbox"/> 事業の全部分割 <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の分割
区分		
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
吸収分割予定期日	年 月 日	

(2) 吸収分割の目的・理由・経緯・方法

様式第9号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条の2第2項の規定による共同新設分割に関する計画届出書

公正取引委員会 殿		令和 年 月 日
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	印
名称	代表者の役職 氏名 (代理人の住所 氏名)	印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の2第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の2第4項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
(ふりがな) 名称 (国 種)	< >	< >
設立準拠法		<input type="checkbox"/> 事業の全部分割 <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の分割
区分		
国内売上高合計額又は分割部分に係る国内売上高	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)	百万円 (現地通貨 < 年 月期末現在)
分割する事業又は事業の重要部分の概要		
共同新設分割予定期日	年 月 日	

(2) 共同新設分割の目的・理由・経緯・方法

様式第12号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第18条第2項の規定による事業等の譲受けに関する計画届出書

公正取引委員会 殿 年 月 日

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第18条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第6条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 譲受会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	事務上の 連絡先 所在地	〒
設立準備法		担当者	
国内売上高 合計額 （現地通貨 （ 年 月期末現在）	百万円 （ ）	電話番号	- -
譲り受ける事業又は事業上の固定資産の概要		区分	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の譲受け <input type="checkbox"/> 事業上の固定資産の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業上の固定資産の重要部分の譲受け
譲受け後の総資産 （現地通貨 百万円）	（ ）	譲受け 予定期日	年 月 日
譲受け後の名称			

(2) 譲渡会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	譲渡部分に係る国内売上高 （現地通貨 （ 年 月期末現在）	百万円 （ ）
------------------------	-----	-------------------------------------	------------

(3) 譲受けの目的・理由・経緯・方法

様式第11号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条の3第2項の規定による共同株式移転に関する計画届出書

公正取引委員会 殿 年 月 日

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の3第3項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	（ ）
設立準備法		
国内売上高合計額 （ 年 月期末現在）	百万円 （ ）	百万円 （ ）

(2) 共同株式移転により設立する会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	共同株式移転予定期日 年 月 日
------------------------	-----	---------------------

(3) 共同株式移転の目的・理由・経緯・方法

様式第12号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第18条第2項の規定による事業等の譲受けに関する計画届出書

公正取引委員会 殿 令和 年 月 日

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第18条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第6条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 譲受会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	事務上の 連絡先 所在地	〒
設立準備法		担当者	
国内売上高 合計額 （現地通貨 （ 年 月期末現在）	百万円 （ ）	電話番号	- -
譲り受ける事業又は事業上の固定資産の概要		区分	<input type="checkbox"/> 事業の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業の重要部分の譲受け <input type="checkbox"/> 事業上の固定資産の全部の譲受け <input type="checkbox"/> 事業上の固定資産の重要部分の譲受け
譲受け後の総資産 （現地通貨 百万円）	（ ）	譲受け 予定期日	年 月 日
譲受け後の名称			

(2) 譲渡会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	譲渡部分に係る国内売上高 （現地通貨 （ 年 月期末現在）	百万円 （ ）
------------------------	-----	-------------------------------------	------------

(3) 譲受けの目的・理由・経緯・方法

様式第11号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

法第15条の3第2項の規定による共同株式移転に関する計画届出書

公正取引委員会 殿 令和 年 月 日

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名) 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第5条の3第3項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出の概要

(1) 届出会社に関する事項の概要

	甲	乙
（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	（ ）
設立準備法		
国内売上高合計額 （ 年 月期末現在）	百万円 （ ）	百万円 （ ）

(2) 共同株式移転により設立する会社に関する事項の概要

（ふりがな） 名 称 （国 種）	（ ）	共同株式移転予定期日 年 月 日
------------------------	-----	---------------------

(3) 共同株式移転の目的・理由・経緯・方法

様式第20号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

合併変更報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 合第 号をもって受理された標記会社の合併は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。
- 合併の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第28号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第19号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

株式取得変更報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 株第 号をもって受理された標記会社の株式取得は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に株式取得に関する計画を届け出なければならない。
- 株式取得の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第25号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第20号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

合併変更報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名 印

住所
名称
代表者の役職・氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 合第 号をもって受理された標記会社の合併は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後合併の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に合併に関する計画を届け出なければならない。
- 合併の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第28号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第19号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

株式取得変更報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 株第 号をもって受理された標記会社の株式取得は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後株式取得の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に株式取得に関する計画を届け出なければならない。
- 株式取得の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第25号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第22号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

吸収分割変更報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理された標記会社の
吸収分割は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に吸収分割に関する計画を届け出なければならない。
- 吸収分割の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第28号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第21号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

共同新設分割変更報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 共分第 号をもって受理された標記会社の
共同新設分割は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に共同新設分割に関する計画を届け出なければならない。
- 共同新設分割の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第27号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第22号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

吸収分割変更報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名 印

住所
名称
代表者の役職・氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理された標記会社の
吸収分割は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後吸収分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に吸収分割に関する計画を届け出なければならない。
- 吸収分割の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第28号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第21号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

共同新設分割変更報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名 印

住所
名称
代表者の役職・氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 共分第 号をもって受理された標記会社の
共同新設分割は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後共同新設分割の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に共同新設分割に関する計画を届け出なければならない。
- 共同新設分割の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第27号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第24号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

事業等の譲受け変更報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 譲第 号をもって受理された標記会社の事業等の譲受けは、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない。
- 事業等の譲受けの効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書類の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第30号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第23号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

共同株式移転変更報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

住所
名称
代表者の役職・氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 共移第 号をもって受理された標記会社の共同株式移転は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後共同株式移転の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に共同株式移転に関する計画を届け出なければならない。
- 共同株式移転の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書類の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第29号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第24号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

事業等の譲受け変更報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 譲第 号をもって受理された標記会社の事業等の譲受けは、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後事業等の譲受けの効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に事業等の譲受けに関する計画を届け出なければならない。
- 事業等の譲受けの効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書類の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第30号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第23号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

共同株式移転変更報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職・氏名

印

住所
名称
代表者の役職・氏名

印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 共移第 号をもって受理された標記会社の共同株式移転は、以下のとおり変更が生じました。

変更の内容	変更が生じた理由	変更年月日

注意

- 届出後共同株式移転の効力が生ずる日までに届出書類の記載に重要な変更があった場合は、改めて公正取引委員会に共同株式移転に関する計画を届け出なければならない。
- 共同株式移転の効力が生じたときは、速やかにその旨及び届出書類の記載に重要な変更がなかったことを完了報告書（様式第29号）により当委員会に報告しなければならない。

様式第26号 (用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

合併完了報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(合併後の存続会社又は新設会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 合第 号をもって受理された標記会社の
合併は、年 月 日効力が生じました。
なお、届出後合併の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第25号 (用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

株式取得完了報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 株第 号をもって受理された標記会社の
株式取得は、年 月 日効力が生じました。
なお、届出後株式取得の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第26号 (用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

合併完了報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(合併後の存続会社又は新設会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 合第 号をもって受理された標記会社の
合併は、令和 年 月 日効力が生じました。
なお、届出後合併の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第25号 (用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

株式取得完了報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 株第 号をもって受理された標記会社の
株式取得は、令和 年 月 日効力が生じました。
なお、届出後株式取得の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第28号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

吸収分割完了報告書

年 月 日
公正取引委員会 殿
(承継会社の) 住所 名称 代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理された標記会社の吸収分割は、年 月 日効力が生じました。
なお、届出後吸収分割の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第27号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

共同新設分割完了報告書

年 月 日
公正取引委員会 殿
(届出会社の) 住所 名称 代表者の役職氏名
住所 名称 代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 共分第 号をもって受理された標記会社の共同新設分割は、年 月 日効力が生じました。
なお、届出後共同新設分割の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第28号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

吸収分割完了報告書

令和 年 月 日
公正取引委員会 殿
(承継会社の) 住所 名称 代表者の役職氏名
印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 吸分第 号をもって受理された標記会社の吸収分割は、令和 年 月 日効力が生じました。
なお、届出後吸収分割の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第27号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

共同新設分割完了報告書

令和 年 月 日
公正取引委員会 殿
(届出会社の) 住所 名称 代表者の役職氏名
印
住所 名称 代表者の役職氏名
印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 共分第 号をもって受理された標記会社の共同新設分割は、令和 年 月 日効力が生じました。
なお、届出後共同新設分割の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第30号 (用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。)

事業等の譲受け完了報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(譲受会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 譲第 号をもって受理された標記会社の
事業等の譲受けは、年 月 日効力が生じました。
なお、届出後事業等の譲受けの効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第29号 (用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。)

共同株式移転完了報告書

年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名

住所
名称
代表者の役職氏名

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日付け公 共移第 号をもって受理された標記会社の共
同株式移転は、年 月 日効力が生じました。
なお、届出後共同株式移転の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第30号 (用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。)

事業等の譲受け完了報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(譲受会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 譲第 号をもって受理された標記会社の
事業等の譲受けは、令和 年 月 日効力が生じました。
なお、届出後事業等の譲受けの効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

様式第29号 (用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。)

共同株式移転完了報告書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

(届出会社の)
住所
名称
代表者の役職氏名 印

住所
名称
代表者の役職氏名 印

昭和28年公正取引委員会規則第1号第7条第5項の規定により、下記のとおり報告します。

記

令和 年 月 日付け公 共移第 号をもって受理された標記会社の共
同株式移転は、令和 年 月 日効力が生じました。
なお、届出後共同株式移転の効力が生じた日までに届出書類の記載に重要な変更はありません。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(再販売価格維持契約の届出に関する規則の一部改正)
 第二条 再販売価格維持契約の届出に関する規則(昭和二十八年公正取引委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

「様式」

様式第1号(第2条第1項関係)(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

再販売価格維持契約成立届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第6項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第2条第1項の規定により、同条第3項の書面を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者に関する事項

(1) 名称及び住所			(2) 事務上の連絡先、電話番号及び担当者		
(3) 資本金又は出資総額 (年 月 日現在)	百万円		(4) 総資産 (年 月 日現在)	百万円	
(5) 現に営む事業の概況					
(6) 最近の事業年度(1年)の事業実績 (注1)	事業部門	営業利益	販 促 進 費	売 差 益	商 品 の 区 分 ご と の 販 売 金 額 (消費税込み)
		千円	千円	千円	千円
					(合計)
(7) 対象商品の最近の事業年度(1年)の販売実績	商品の区分	商 品 名	容 量・規 格	販売数量	販売金額(消費税込み)
					千円
					(合計)
	(合計)(商品、容量・規格)				(合計)

2 相手方に関する事項

* □印欄については、該当する口にレ印を付すこと。以下同じ。

(1) 名称及び代表者の氏名	
(2) 住所	

改正前

「様式」

様式第1号(第2条第1項関係)(用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。)

再販売価格維持契約成立届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職氏名

印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第6項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第2条第1項の規定により、同条第3項の書面を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者に関する事項

(1) 名称及び住所			(2) 事務上の連絡先、電話番号及び担当者		
(3) 資本金又は出資総額 (年 月 日現在)	百万円		(4) 総資産 (年 月 日現在)	百万円	
(5) 現に営む事業の概況					
(6) 最近の事業年度(1年)の事業実績 (注1)	事業部門	営業利益	販 促 進 費	売 差 益	商 品 の 区 分 ご と の 販 売 金 額 (消費税込み)
		千円	千円	千円	千円
					(合計)
(7) 対象商品の最近の事業年度(1年)の販売実績	商品の区分	商 品 名	容 量・規 格	販売数量	販売金額(消費税込み)
					千円
					(合計)
	(合計)(商品、容量・規格)				(合計)

2 相手方に関する事項

* □印欄については、該当する口にレ印を付すこと。以下同じ。

(1) 名称及び代表者の氏名	
(2) 住所	

様式第3号（第3条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

再販売価格維持契約状況届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第6項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者に関する事項

(1) 名称及び住所				(2) 事務上の連絡先、電話番号及び担当者	
(3) 資本金又は出資総額 (年 月 日現在)	百万円		(4) 総資産 (年 月 日現在)	百万円	
(5) 現に営む事業の概況					
(6) 最近の事業年度(1年)の事業実績 (注1)	事業部門	営業利益	販 売 促 進 費	広 告 宣 伝 費	商品の区分ごとの販売金額 (消費税込み)
		千円	千円	千円	千円 (合計)
(7) 対象商品の最近の事業年度(1年)の販売実績	商品の区分	商 品 名	容量・規格	販売数量	販売金額(消費税込み)
					千円 (合計)

様式第2号（第2条第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

再販売価格維持契約変更届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職氏名

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第6項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第2条第2項の規定により、同条第3項の書面を添え、下記のとおり届け出ます（注1）。

記

名称及び住所	事務上の連絡先、電話番号及び担当者
--------	-------------------

1 契約変更の日等

契約変更の日	再販売価格維持契約成立届出書を提出した日
--------	----------------------

2 契約内容の変更

* □印欄については、該当する□にレ印を付すこと。以下同じ。

(1) 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(2) 変 更 内 容	旧	新

3 取引条件の変更

1) 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
2) 取引条件等	ア 対象商品の価格体系等(注3)	対 象 商 品	価 格 体 系	単 位	概 合 料	販売業者の売買差益② (①-③+④)	備 考
			売渡し価格①	一次価格	小売価格③	①	100

様式第3号（第3条関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

再販売価格維持契約状況届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職氏名 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第6項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第3条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出者に関する事項

(1) 名称及び住所				(2) 事務上の連絡先、電話番号及び担当者	
(3) 資本金又は出資総額 (年 月 日現在)	百万円		(4) 総資産 (年 月 日現在)	百万円	
(5) 現に営む事業の概況					
(6) 最近の事業年度(1年)の事業実績 (注1)	事業部門	営業利益	販 売 促 進 費	広 告 宣 伝 費	商品の区分ごとの販売金額 (消費税込み)
		千円	千円	千円	千円 (合計)
(7) 対象商品の最近の事業年度(1年)の販売実績	商品の区分	商 品 名	容量・規格	販売数量	販売金額(消費税込み)
					千円 (合計)

様式第2号（第2条第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

再販売価格維持契約変更届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職氏名 印

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第23条第6項及び再販売価格維持契約の届出に関する規則第2条第2項の規定により、同条第3項の書面を添え、下記のとおり届け出ます（注1）。

記

名称及び住所	事務上の連絡先、電話番号及び担当者
--------	-------------------

1 契約変更の日等

契約変更の日	再販売価格維持契約成立届出書を提出した日
--------	----------------------

2 契約内容の変更

* □印欄については、該当する□にレ印を付すこと。以下同じ。

(1) 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
(2) 変 更 内 容	旧	新

3 取引条件の変更

1) 変更の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
2) 取引条件等	ア 対象商品の価格体系等(注3)	対 象 商 品	価 格 体 系	単 位	概 合 料	販売業者の売買差益② (①-③+④)	備 考
			売渡し価格①	一次価格	小売価格③	①	100

備考 表中の「」の記載は注記である。

（中小企業等協同組合法第七條第三項の規定による届出に関する規則の一部改正）
 第三條 中小企業等協同組合法第七條第三項の規定による届出に関する規則（昭和三十九年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

る。

改正後

改正前

「様式」

「様式」

様式（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

中小企業等協同組合法第七條第三項の規定による届出書

公正取引委員会 殿

年 月 日

名 称
代表者の役職・氏名

中小企業等協同組合法第七條第三項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第一号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

① 組合に関する書類

事務上の連絡先	電話番号 部署・担当者名	-	-				
(1) 名称	（ ）						
(2) 住所	〒						
(3) 設立年月日	年 月 日						
(4) 地区							
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所							
(6) 現に行っている事業の内容							
(7) 組合員の数	ア 小売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	5千万円以下	5千万円超	計
		50人以下					
		51人～100人					
		100人超					A
		計					
	イ サービス業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	5千万円以下	5千万円超	計
		100人以下					
		100人超					
		計					B
	ウ 卸売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	1億円以下	1億円超	計
		100人以下					
		100人超					
計						C	

様式（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

中小企業等協同組合法第七條第三項の規定による届出書

公正取引委員会 殿

令和 年 月 日

名 称
代表者の役職・氏名 印

中小企業等協同組合法第七條第三項の規定により、昭和39年公正取引委員会規則第一号に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

① 組合に関する書類

事務上の連絡先	電話番号 部署・担当者名	-	-				
(1) 名称	（ ）						
(2) 住所	〒						
(3) 設立年月日	年 月 日						
(4) 地区							
(5) 連合会に加入しているときは、当該連合会の名称及び住所							
(6) 現に行っている事業の内容							
(7) 組合員の数	ア 小売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	5千万円以下	5千万円超	計
		50人以下					
		51人～100人					
		100人超					A
		計					
	イ サービス業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	5千万円以下	5千万円超	計
		100人以下					
		100人超					
		計					B
	ウ 卸売業を主たる事業とする組合員の数	従業員数	資本金の額又は出資の総額等	個人	1億円以下	1億円超	計
		100人以下					
		100人超					
計						C	

備考 表中の「」の記載は注記である。

(公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正)
 第四条 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 「略」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 「略」 二 電子証明書 申請等を行う者又は行政機関等が電子署名を行った者であることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。 (電子情報処理組織による申請等) 第四条 「略」 2 「略」 3 前二項の規定により申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等が当該申請等を行った者を確認するための措置を別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。 「一〇三 略」 「4・5 略」 (電子情報処理組織による処分通知等) 第六条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処</p>	<p>(定義) 第二条 「同上」 2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 「同上」 二 電子証明書 申請等を行うもの又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらのものに係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。 (電子情報処理組織による申請等) 第四条 「同上」 2 「同上」 3 行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。 「一〇三 同上」 「4・5 同上」 (電子情報処理組織による処分通知等) 第六条 行政機関等が、法第七条第一項の規定により、電子情報処</p>

理組織を使用する方法による申請等に対する諾否の応答として電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第三項各号に掲げられたものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に指定する場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2 「略」

3 書面等により行われた場合に返納その他返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けた者は、公正取引委員会が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4 前項の場合において、処分通知等の返納その他返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第十条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて公正取引委員会が告示で定めるものと併せて行政機関等

理組織を使用する方法による申請等に対する諾否の応答として電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき規定した法令の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を当該行政機関等の使用に係る電子計算機から入力し、当該事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第三項各号に掲げられたものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録しなければならない。ただし、処分通知等を受ける者が当該処分通知等を行った行政機関等を確認するための措置を行政機関等が別に定める場合は、本文に規定する措置に代えて当該措置を行わなければならない。

2 「同上」

3 書面等により行われた場合に返納その他返還が求められている処分通知等が電子情報処理組織を使用して行われた場合は、当該処分通知等を受けたものは、公正取引委員会が告示で定める場合を除き当該処分通知等に係る電磁的記録を複製し、又は複製させてはならない。

4 前項の場合において、処分通知等の返納その他返還を行うときは、当該処分通知等に係る電磁的記録を処分通知等を受けたものの使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去しなければならない。

(氏名等を明らかにする措置)

第十条 法第六条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第四条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第三項各号に掲げるものと併せてこれを送信することをいう。

2 法第七条第四項に規定する主務省令で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、第六条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて公正取引委員会が告示で定めるものと併せて行政機関等

<p>3 「略」</p> <p>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は同項ただし書に規定する措置を行うことをいう。</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>3 「同上」</p> <p>の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録することをいう。</p>
<p>（公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正）</p> <p>第五条 公正取引委員会の審査に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。</p> <p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>（意見申述等の方式）</p> <p>第二十八条 第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>（文書のファクシミリによる提出）</p> <p>第三十条 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十三条の二第一項の申出及び求めを記載した文書</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>〔2〕3 略〕</p> <p>（押印の省略）</p> <p>第三十条の二 審査手続において提出すべき文書は、法第四十七条第一項第一号に掲げる処分に基つき提出すべき文書を除き、押印を省略することができる。</p> <p>2 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると</p> <p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>（意見申述等の方式）</p> <p>第二十八条 第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>（文書のファクシミリによる提出）</p> <p>第三十条 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 第二十三条の二第一項の申出及び求めを記載した文書</p> <p>〔三〕五 略〕</p> <p>〔2〕3 略〕</p> <p>（押印の省略）</p> <p>第三十条の二 審査手続において提出すべき文書は、法第四十七条第一項第一号に掲げる処分に基つき提出すべき文書を除き、押印を省略することができる。</p> <p>2 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると</p>	<p>（意見申述等の方式）</p> <p>第二十八条 第二十六条第五項の通知を受けた者は、指定された期限までに、委員会に対し、文書をもって同項第一号に掲げる事項について意見を述べ、及び証拠を提出することができる。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>（文書のファクシミリによる提出）</p> <p>第三十条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 第二十三条の二条第一項の申出及び求めを記載した文書</p> <p>〔三〕五 同上〕</p> <p>〔2〕3 同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を
 確認するものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則の一部改正）
 第六条 消費税の転嫁の方法及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出に関する規則（平成二十五年公正取引委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

「様式」

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 届

名称又は氏名
 住 所
 代表者の氏名

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	
(1) 名称又は氏名	
(2) 事務上の連絡先	住所 〒 電話番号 部署・担当姓名
(3) 参加事業者等の概要	
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他
(5) 設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	
(6) 参加事業者又は事業者団体の数	① 参加しようとする事業者の数 名 うち3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数 団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

「様式」

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

消費税の転嫁の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

令和 年 月 日

公正取引委員会 届

名称又は氏名
 住 所
 代表者の氏名

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第1条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

1 共同行為の主体に関する事項

(フリガナ)	
(1) 名称又は氏名	
(2) 事務上の連絡先	住所 〒 電話番号 部署・担当姓名
(3) 参加事業者等の概要	
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他
(5) 設立に係る根拠法（事業者団体の場合）	
(6) 参加事業者又は事業者団体の数	① 参加しようとする事業者の数 名 うち3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ ② 参加しようとする事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）の数 団体 全ての参加事業者団体（当該事業者団体の直接又は間接の構成員である事業者団体を含む。）において、それぞれの構成事業者の3分の2以上が中小事業者である <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

消費税の転籍の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

公正取引委員会 殿
令和 年 月 日

公正取引委員会 殿
令和 年 月 日

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

令和 年 月 日に届け出た消費税の転籍の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転籍の確保のための消費税の転籍を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

消費税の円滑かつ適正な転籍の確保のための消費税の転籍を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

記

1 共同行為の主体に関する事項		変更理由及び 変更年月日
(フリガナ) (1) 名称又は 氏名		
(2) 事務上の 連絡先	住所 〒 電話番号 - - 部署・担当者名	
(3) 参加事業 者等の概要		
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	(業) (業) (業) (業) (業)
(5) 設立に係 る 根 拠 法 (事業者団 体の場合)		

1 共同行為の主体に関する事項 (フリガナ)		変更理由及び 変更年月日
(1) 名称又は氏名		
(2) 事務上の連絡先	住所 〒 電話番号 - - 部署・担当者名	
(3) 参加事業者等の概 要		
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	(業) (業) (業) (業) (業)
(5) 設立に係る根拠法 (事業者団体の場 合)		

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

消費税の転籍の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の実施届出書

公正取引委員会 殿
令和 年 月 日

公正取引委員会 殿
令和 年 月 日

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名	印
-------------------------	---

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名	印
-------------------------	---

令和 年 月 日に届け出た消費税の転籍の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転籍の確保のための消費税の転籍を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

消費税の円滑かつ適正な転籍の確保のための消費税の転籍を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第2条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

記

1 共同行為の主体に関する事項		変更理由及び 変更年月日
(フリガナ) (1) 名称又は 氏名		
(2) 事務上の 連絡先	住所 〒 電話番号 - - 部署・担当者名	
(3) 参加事業 者等の概要		
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	(業) (業) (業) (業) (業)
(5) 設立に係 る 根 拠 法 (事業者団 体の場合)		

1 共同行為の主体に関する事項 (フリガナ)		変更理由及び 変更年月日
(1) 名称又は氏名		
(2) 事務上の連絡先	住所 〒 電話番号 - - 部署・担当者名	
(3) 参加事業者等の概 要		
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	(業) (業) (業) (業) (業)
(6) 設立に係る根拠法 (事業者団体の場 合)		

様式第5号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

消費税の転簿の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の廃止届出書

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名

1 令和 年 月 日に届け出た消費税の転簿の方法の決定に係る共同行為を、令和 年 月 日をもって廃止したので、

令和 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転簿の確保のための消費税の転簿を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

2 令和 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為を、令和 年 月 日をもって廃止したので、

記

届け出ます。

1 共同行為の主体に関する事項

	変 更 事 由	変更理由及び 変更年月日
(フリガナ)		
(1) 名称又は 氏名		
(2) 事務上の 連絡先	住所 〒 電話番号 部署・担当者名	
(3) 参加事業 者等の概要		
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	<input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業)
(5) 設立に係 る 模 範 法 (事業者団 体の場合)		

(記載上の注意)

消費税の転簿の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のうち、廃止したものの番号を○で囲むこと。

様式第5号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

消費税の転簿の方法又は消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の廃止届出書

消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の変更届出書

令和 年 月 日

令和 年 月 日

公正取引委員会 殿

公正取引委員会 殿

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名	印
-------------------------	---

名称又は氏名 住 所 代表者の氏名	印
-------------------------	---

1 令和 年 月 日に届け出た消費税の転簿の方法の決定に係る共同行為を、令和 年 月 日をもって廃止したので、

令和 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為の届出書の内容を変更しますので、消費税の円滑かつ適正な転簿の確保のための消費税の転簿を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第12条の規定により、平成25年公正取引委員会規則第4号第3条第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

2 令和 年 月 日に届け出た消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為を、令和 年 月 日をもって廃止したので、

記

届け出ます。

1 共同行為の主体に関する事項

	変 更 事 由	変更理由及び 変更年月日
(フリガナ)		
(1) 名称又は 氏名		
(2) 事務上の 連絡先	住所 〒 電話番号 部署・担当者名	
(3) 参加事業 者等の概要		
(4) 業種	<input type="checkbox"/> 1 製造業 <input type="checkbox"/> 2 卸売業 <input type="checkbox"/> 3 小売業 <input type="checkbox"/> 4 サービス業 <input type="checkbox"/> 5 その他	<input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業) <input type="checkbox"/> (業)
(5) 設立に係 る 模 範 法 (事業者団 体の場合)		

(記載上の注意)

消費税の転簿の方法の決定に係る共同行為及び消費税についての表示の方法の決定に係る共同行為のうち、廃止したものの番号を○で囲むこと。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(公正取引委員会の意見聴取に関する規則の一部改正)

第七条 公正取引委員会の意見聴取に関する規則(平成二十七年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを削る。

改正後	改正前
<p>(文書の作成)</p> <p>第五条 意見聴取の手続において作成する文書には、年月日を記載して記名押印しなければならない。ただし、当事者が提出すべき文書は、押印を省略することができる。</p> <p>(ファクシミリ装置を用いた文書の提出)</p> <p>第七条 意見聴取の手続において提出する文書は、ファクシミリ装置を用いて送信することにより提出することができる。</p> <p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(証拠の提出方法)</p> <p>第十八条 法第五十四条第二項又は法第五十五条の規定による証拠の提出は、当事者の氏名又は名称、住所又は所在地、事件名、証拠の標目及び証明すべき事項を記載した書面を添付して行うものとする。</p>	<p>(文書の作成)</p> <p>第五条 意見聴取の手続において作成する文書には、年月日を記載して記名押印しなければならない。</p> <p>(ファクシミリ装置を用いた文書の提出)</p> <p>第七条 意見聴取の手続において提出する文書は、次に掲げるものを除き、ファクシミリ装置を用いて送信することにより提出することができる。</p> <p>一 法第五十五条(法第六十二条第四項において読み替えて準用する場合又は法第六十四条第四項若しくは法第七十条の三第二項において準用する場合を含む。)に規定する陳述書及び証拠</p> <p>二 第十一条第一項及び第二項に規定する書面その他の意見聴取の手続上重要な事項を証明する文書</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(証拠の提出方法)</p> <p>第十八条 法第五十四条第二項又は法第五十五条の規定による証拠の提出は、当事者の氏名又は名称、住所又は所在地、事件名、証拠の標目及び証明すべき事項を記載した書面を添付して行うものとする。この場合において、供述を証拠として提出するときは、供述者が署名押印した文書をもって行わなければならない。</p>

「様式」

様式第2号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。） 年 月 日

意見聴取調査・意見聴取報告書の閲覧申請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第58条第5項の規定による意見聴取調査（以下「調査」という。）又は意見聴取報告書（以下「報告書」という。）の閲覧の申請を以下のとおり行います。

1 事件名

2 申請者
事業者名(氏名)
代表者名
所在地(住所)

3 閲覧対応者
部署名・役職名等
対応者名
連絡先

※ 代理人が立会いを行う場合は、委任状を提出してください。

4 閲覧希望日時
第1希望日 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃
第2希望日 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃

5 閲覧の対象
調査のみ希望
報告書のみ希望
調査及び報告書を希望
※ 希望するものに○を付してください。

6 調査の閲覧を希望する場合における当該調査に係る意見聴取の期日
年 月 日()

注1 用紙が足りない場合には別紙により作成し、本申請書に添付してください。
注2 閲覧の際は、必ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第50条第1項の書面の原本を持参してください。

様式第1号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。） 年 月 日

証拠の閲覧・謄写申請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第52条第1項の規定による証拠の閲覧・謄写の申請を以下のとおり行います。
なお、本申請書による証拠の閲覧・謄写の目的は、意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備のためであり、その他の目的のために利用はいたしません。

1 事件名

2 申請者
事業者名(氏名)
代表者名
所在地(住所)

3 閲覧又は謄写対応者
部署名・役職名等
対応者名
連絡先

※ 代理人が立会いを行う場合は、委任状を提出してください。

4 閲覧又は謄写希望日時
第1希望日 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃
第2希望日 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃

5 閲覧又は謄写を希望する物件（証拠品目録記載事項による。）
□ 証拠品目録記載の全ての証拠について、閲覧を希望する。
□ 証拠品目録記載の証拠のうち、謄写申請可能な全ての証拠について、謄写を希望する。
□ 証拠品目録記載の証拠のうち、次の証拠について、閲覧又は謄写を希望する。

Table with 4 columns: 品目番号, 品目名, 閲覧又は謄写の希望, 備考

※ 希望するものに✓を付してください。

注1 用紙が足りない場合には別紙により作成し、本申請書に添付してください。
注2 閲覧又は謄写の際は、必ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第50条第1項の書面の原本を持参してください。

「様式」

様式第2号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。） 令和 年 月 日

意見聴取調査・意見聴取報告書の閲覧申請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第58条第5項の規定による意見聴取調査（以下「調査」という。）又は意見聴取報告書（以下「報告書」という。）の閲覧の申請を以下のとおり行います。

1 事件名

2 申請者
事業者名(氏名)
代表者名
所在地(住所)

印

3 閲覧対応者
部署名・役職名等
対応者名
連絡先

※ 代理人が立会いを行う場合は、委任状を提出してください。

4 閲覧希望日時
第1希望日 令和 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃
第2希望日 令和 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃

5 閲覧の対象
調査のみ希望
報告書のみ希望
調査及び報告書を希望
※ 希望するものに○を付してください。

6 調査の閲覧を希望する場合における当該調査に係る意見聴取の期日
令和 年 月 日()

注1 用紙が足りない場合には別紙により作成し、本申請書に添付してください。
注2 閲覧の際は、必ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第50条第1項の書面の原本を持参してください。

様式第1号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。） 令和 年 月 日

証拠の閲覧・謄写申請書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第52条第1項の規定による証拠の閲覧・謄写の申請を以下のとおり行います。
なお、本申請書による証拠の閲覧・謄写の目的は、意見聴取手続又は排除措置命令等の取消訴訟の準備のためであり、その他の目的のために利用はいたしません。

1 事件名

2 申請者
事業者名(氏名)
代表者名
所在地(住所)

印

3 閲覧又は謄写対応者
部署名・役職名等
対応者名
連絡先

※ 代理人が立会いを行う場合は、委任状を提出してください。

4 閲覧又は謄写希望日時
第1希望日 令和 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃
第2希望日 令和 年 月 日() 午前・午後 時 ~ 時頃

5 閲覧又は謄写を希望する物件（証拠品目録記載事項による。）
□ 証拠品目録記載の全ての証拠について、閲覧を希望する。
□ 証拠品目録記載の証拠のうち、謄写申請可能な全ての証拠について、謄写を希望する。
□ 証拠品目録記載の証拠のうち、次の証拠について、閲覧又は謄写を希望する。

Table with 4 columns: 品目番号, 品目名, 閲覧又は謄写の希望, 備考

※ 希望するものに✓を付してください。

注1 用紙が足りない場合には別紙により作成し、本申請書に添付してください。
注2 閲覧又は謄写の際は、必ず私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第50条第1項の書面の原本を持参してください。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(公正取引委員会の確約手続に関する規則の一部改正)
 第八条 公正取引委員会の確約手続に関する規則(平成二十九年公正取引委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後	改正前
<p>(署名及び押印の省略) 第三十五条の二 確約手続において提出すべき文書は、記名をもつて署名又は押印を省略することができる。</p> <p>2 委員会の職員は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、前項の文書が真正なものであることを証明する書類の提出の指示その他の方法により、その内容を 確認するものとする。 「様式」</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>「様式」</p>

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 排除措置の内容
実施しようとする排除措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 排除措置の実施期限
上記1で記載した排除措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。
- 3 添付書類
①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の3第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、排除措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿等を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。
- 2 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 3 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 4 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第1号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

年 月 日

排除措置計画の認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

年 月 日付け公審通第 号を受けたところ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の3第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 排除措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

- 2 排除措置の実施期限

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 排除措置の内容
実施しようとする排除措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 排除措置の実施期限
上記1で記載した排除措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。
- 3 添付書類
①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の3第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、排除措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の案、従業員に対する研修を実施する場合には研修の内容、対象となる従業員の名簿等を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第1号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

令和 年 月 日

排除措置計画の認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名 印

令和 年 月 日付け公審通第 号を受けたところ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の3第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 排除措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

- 2 排除措置の実施期限

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 変更事項の内容
認定を受けた排除措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。
- 2 変更が必要となる理由
認定を受けた排除措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。
- 3 添付書類
①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の3第8項の認定をするための参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、認定を受けた排除措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。
- 2 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 3 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 4 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第2号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

年 月 日

排除措置計画の変更認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

令和 年（認）第 号で認定を受けた排除措置計画について、下記のとおり変更したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の3第8項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 変更事項の内容
認定を受けた排除措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。
- 2 変更が必要となる理由
認定を受けた排除措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。
- 3 添付書類
①排除措置が疑いの理由となった行為を排除するために十分なものであることを示す書類、②排除措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の3第8項の認定をするための参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、認定を受けた排除措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第2号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

令和 年 月 日

排除措置計画の変更認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

令和 年（認）第 号で認定を受けた排除措置計画について、下記のとおり変更したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の3第8項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 排除確保措置の内容
実施しようとする排除確保措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 排除確保措置の実施期限
上記1で記載した排除確保措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。
- 3 添付書類
①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の7第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、排除確保措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の写、従業員に対する研修を実施する場合には対象となる従業員の名簿等を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記してください。
- 2 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 3 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 4 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第5号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

年 月 日

排除確保措置計画の認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

年 月 日付け公審通第 号を受けたところ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の7第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 排除確保措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

- 2 排除確保措置の実施期限

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

- 1 排除確保措置の内容
実施しようとする排除確保措置の内容を、できるだけ具体的に記載してください。
- 2 排除確保措置の実施期限
上記1で記載した排除確保措置の内容ごとに、それぞれ実施期限を記載してください。
- 3 添付書類
①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の7第3項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。
例えば、排除確保措置の内容として、今後同様の行為を行わない旨を取締役会等で決議する場合には取締役会等の議事録の写、従業員に対する研修を実施する場合には対象となる従業員の名簿等を添付してください。
なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を列記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第5号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

令和 年 月 日

排除確保措置計画の認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名 印

令和 年 月 日付け公審通第 号を受けたところ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の7第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

- 1 排除確保措置の内容
以下に記載した内容を履行することを確約します。

- 2 排除確保措置の実施期限

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

1 変更事項の内容

認定を受けた排除確保措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。

2 変更が必要となる理由

認定を受けた排除確保措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。

3 添付書類

①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の7第7項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。

例えば、認定を受けた排除確保措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除確保措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月間延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を別記してください。
- 2 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 3 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 4 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第4号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

年 月 日

排除確保措置計画の変更認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

令和 年（認）第 号で認定を受けた排除確保措置計画について、下記のとおり変更したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の7第7項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

○記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応しています。）

記

1 変更事項の内容

認定を受けた排除確保措置計画のうち、変更しようとする事項について、変更前と変更後の内容を対比して記載してください。その際、変更した部分については、下線を引いてください。

2 変更が必要となる理由

認定を受けた排除確保措置計画の変更が必要となる理由を、具体的に記載してください。

3 添付書類

①排除確保措置が疑いの理由となった行為が排除されたことを確保するために十分なものであることを示す書類、②排除確保措置が確実に実施されると見込まれるものであることを示す書類及び③その他公正取引委員会が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第48条の7第7項の認定をするため参考となるべき事項を記載した書類を本申請書に添付してください。

例えば、認定を受けた排除確保措置計画として今後同様の行為を行わないことを取引先へ通知することを計画していたものの、災害のため、やむを得ず、実施期限内に一部の取引先へ通知することが困難と見込まれた場合において、変更する排除確保措置として、当該一部の取引先への通知に係る実施期限を3か月間延長することを申請する場合には、通知に係る実施期限を延長する取引先の名簿等を添付してください。

なお、日本語以外の言語で記載されている書類については、日本語の翻訳文を添付してください。

備考

- 1 本申請書を連名で作成する場合には、各申請者の氏名等を別記し、それぞれ代表者が押印をしてください。
- 2 申請者が外国会社である場合であって、本国において代表者が押印をする慣行がない場合には、代表者の署名をもって記名押印に代えることができます。
- 3 代理人が本申請書を作成する場合は、申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに代理人による申請である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印してください。この場合には、併せて委任状を添付してください。
- 4 記載事項について書き切れない場合は、適宜別紙に記載してください。
- 5 本申請書には、ページ番号を記載してください。

様式第4号（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）

令和 年 月 日

排除確保措置計画の変更認定申請書

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
代表者の役職名及び氏名

印

令和 年（認）第 号で認定を受けた排除確保措置計画について、下記のとおり変更したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第48条の7第7項の規定に基づき、変更の認定の申請を行います。

記

1 変更事項の内容

変更前	変更後

2 変更が必要となる理由

3 添付書類

以下の書類を提出します。

番号	書類の名称	書類の内容の説明（概要）	備考

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則の一部改正)
 第九条 課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則(令和二年公正取引委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを削る。

改正後	改正前
<p>(調査開始日前の違反行為の概要についての報告)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>「項を削る」</p> <p>(調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合について、<u>第</u>四<u>条</u>第二項の規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第八条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。</p> <p>「様式」</p>	<p>(調査開始日前の違反行為の概要についての報告)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項に規定する報告書を提出した者は、遅滞なく、当該報告書の原本を委員会に提出しなければならない。</p> <p>(調査開始日以後の事実の報告及び資料の提出)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 前条第二項から第四項までの規定は第一項の場合について、<u>第</u>四<u>条</u>第二項及び第三項の規定は前項の方法により報告書が提出される場合について準用する。この場合において、前条第二項中「提出期限までに」とあるのは「第八条に規定する期日までに」と読み替えるものとする。</p> <p>「様式」</p>

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

○ 報告する違反行為の概要

- 1 当該行為の対象となった商品又は役務
当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。
- 2 当該行為の態様
(1) 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を2(1)の欄に記載すること。
(2) 例えば
ア 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、カルテル参加者、対象地域、価格の引上げ時期、引上げ幅
イ 当該行為が入札談合である場合は、入札談合参加者、対象となる物件の発注者等が分かるように、2(2)の欄に具体的に記載すること。
なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、2(2)の欄に具体的に記載すること。
- 3 開始時期（終了時期）
(1) 当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。
(2) 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を（ ）内に記載すること。
(3) 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うとする場合は
(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の実業者又は子会社等については、その旨も付記すること。
(2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の実業者又は子会社等のものを記載すること。
(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的な関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項、又は同法第7条の8第4項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第4号まで（これらの規定を同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○ 報告する違反行為の概要

1 当該行為の対象となった商品又は役務	
2 当該行為の態様	(1) (2)
3 開始時期（終了時期）	年 月（～ 年 月まで）

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

様式第1号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

○ 報告する違反行為の概要

- 1 当該行為の対象となった商品又は役務
当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。
- 2 当該行為の態様
(1) 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を2(1)の欄に記載すること。
(2) 例えば
ア 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、カルテル参加者、対象地域、価格の引上げ時期、引上げ幅
イ 当該行為が入札談合である場合は、入札談合参加者、対象となる物件の発注者等が分かるように、2(2)の欄に具体的に記載すること。
なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び関与の内容について、2(2)の欄に具体的に記載すること。
- 3 開始時期（終了時期）
(1) 当該行為に係る取決めをした時期を記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。
(2) 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を（ ）内に記載すること。
(3) 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

備考

- 1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行うとする場合は
(1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の実業者又は子会社等については、記名押印に当たってその旨も付記すること。
(2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の実業者又は子会社等のものを記載すること。
(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的な関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項、又は同法第7条の8第4項

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称
住所又は所在地
法人番号
代表者の役職名及び氏名

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第4号まで（これらの規定を同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

○ 報告する違反行為の概要

1 当該行為の対象となった商品又は役務	
2 当該行為の態様	(1) (2)
3 開始時期（終了時期）	年 月（～ 年 月まで）

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称 住所又は所在地 法人番号 代表者の役職名及び氏名
--

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第4号まで（これらの規定を同法第9条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務	
(2) 当該行為の態様	ア
	イ
(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(4) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

する具体的事実）を記載した書面を添付すること。

- 2 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。
- 3 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 4 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。
- 5 本報告書の提出に当たっては、代表者若しくは代理人の押印又は本報告書が真正なものであることを証明するための書類を添付すること。

様式第2号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称 住所又は所在地 法人番号 代表者の役職名及び氏名	印
--	---

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第1項第1号又は第2項第1号から第4号まで（これらの規定を同法第9条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務	
(2) 当該行為の態様	ア
	イ
(3) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(4) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面を添付すること。

- 2 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。
- 3 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 4 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

又は終了時期を記載すること。

- 2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等
 - (1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も可能な範囲で記載すること。
 - (2) 連名により報告を行う場合は、全ての報告者についてそれぞれ記載すること。
- 3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等
 - (1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。
 - (2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 例えば、当該行為の実施状況、共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。
 - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を審すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第4号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。
- 5 提出資料
 - (1) ①当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が作成又はその内容について確認した当該行為に関する報告書等、前記1から4までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。
なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。
(2) 前記1から4までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の7番目のものには「2-(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

備考

- 1 本則第6条第2項に定める「『備考』に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記1(2)イ、2、3及び4の事項とする。
- 2 様式第1号を連名で提出した場合は
 - (1) 本報告書も同一の報告者の連名で作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項の規定により、様式第1号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等については、本報告書においても同様に付記すること。
 - (2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項の規定により、様式第1号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等のものを記載すること。

者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

- 2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等
 - (1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も可能な範囲で記載すること。
 - (2) 連名により報告を行う場合は、全ての報告者についてそれぞれ記載すること。
- 3 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等
 - (1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。
 - (2) 事業者団体の役職員が関与している場合は、その者についても記載すること。
- 4 その他参考となるべき事項
 - (1) 例えば、当該行為の実施状況、共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。
 - (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を審すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第4号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。
- 5 提出資料
 - (1) ①当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等、前記1から4までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。
なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。
(2) 前記1から4までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の7番目のものには「2-(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

備考

- 1 本則第6条第2項に定める「『備考』に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記1(2)イ、2、3及び4の事項とする。
- 2 様式第1号を連名で提出した場合は
 - (1) 本報告書も同一の報告者の連名で作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項の規定により、様式第1号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等については、本報告書においても同様に付記すること。
 - (2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項の規定により、様式第1号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等のものを記載すること。

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

- 1 報告する違反行為の概要
 - (1) 当該行為の対象となった商品又は役務
 - ア 当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように1(1)の欄に具体的に記載すること。
例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売する流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。
また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、希望型指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。
 - イ 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が指名事業者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように1(1)の欄に記載すること。
 - (2) 当該行為の態様
 - ア 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を1(2)アの欄に記載すること。
 - イ 例えば
 - ① 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、合意の内容（価格の引上げ時期、引上げ幅等）
 - ② 当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）等が分かるように、1(2)イの欄に具体的に記載すること。
なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、1(2)イの欄に具体的に記載すること。
 - (3) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について1(3)の欄に具体的に記載すること。
 - (4) 開始時期（終了時期）
 - ア 当該行為に係る取決めをした時期を1(4)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。
 - イ 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を1(4)の欄の（ ）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば、これを記載すること。
 - ウ 本報告書を連名（各報告者の氏名等を別記する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

- 1 報告する違反行為の概要
 - (1) 当該行為の対象となった商品又は役務
 - ア 当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように1(1)の欄に具体的に記載すること。
例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売する流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。
また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、希望型指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。
 - イ 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が指名事業者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように1(1)の欄に記載すること。
 - (2) 当該行為の態様
 - ア 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を1(2)アの欄に記載すること。
 - イ 例えば
 - ① 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、合意の内容（価格の引上げ時期、引上げ幅等）
 - ② 当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）等が分かるように、1(2)イの欄に具体的に記載すること。
なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、1(2)イの欄に具体的に記載すること。
 - (3) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について1(3)の欄に具体的に記載すること。
 - (4) 開始時期（終了時期）
 - ア 当該行為に係る取決めをした時期を1(4)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。
 - イ 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を1(4)の欄の（ ）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば、これを記載すること。
 - ウ 本報告書を連名（各報告者の氏名等を別記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称 住所又は所在地 法人番号 代表者の役職名及び氏名
--

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第3項第1号及び第2号（これらの規定を同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様	ア
	イ
(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(3) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の8第4項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当する具体的事実）を裏付ける資料を提出すること。

3(1) 本則第6条第2項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本則第5条に定める提出期限までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

(2) 前記5(1)②の報告書については、原則として、本則第6条第2項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本則第6条第2項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。

5 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。

6 本報告書をファクシミリ又は電子メールで送信する場合は、誤送信することのないようにすること。

7 本報告書の提出に当たっては、代表者若しくは代理人の押印又は本報告書が真正なものであることを証明するための書類を添付すること。

様式第3号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

課徴金の減免に係る報告書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称 住所又は所在地 法人番号 代表者の役職名及び氏名	印
--	---

連絡先部署名
住所又は所在地（郵便番号）
担当者の役職名及び氏名
電話番号
電子メールアドレス

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第3項第1号及び第2号（これらの規定を同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する事実の報告を下記のとおり行います。

なお、正当な理由なく、下記の報告を行った事実を第三者に明らかにいたしません。

記

1 報告する違反行為の概要

(1) 当該行為の態様	ア
	イ
(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
(3) 開始時期（終了時期）	年 月 日（～ 年 月 日まで）

2 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(3) 共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は同法第7条の8第4項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当する具体的事実）を裏付ける資料を提出すること。

3(1) 本則第6条第2項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本則第5条に定める提出期限までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

(2) 前記5(1)②の報告書については、原則として、本則第6条第2項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本則第6条第2項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。

5 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。

6 本報告書をファクシミリ又は電子メールで送信する場合は、誤送信することのないようにすること。

る流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、希望型指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。

- (2) 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が相指名業者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように記載すること。

5. 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況
当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、当該行為が価格引上げカルテルである場合は、価格引上げ交渉の状況についての情報交換をしていればその状況（日時、場所、内容等）等が分かるように記載するとともに、取引先に価格を引き上げる旨通知した時期、価格引上げ交渉の状況、価格引上げの浸透状況等を記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、入札に参加した発注物件について、受注予定者が決定された経緯、自己が受注予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が受注予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況、受注予定者を決定しその者が受注した物件、受注予定者を決定したがその者が受注することができなかった物件、受注予定者を決定することができなかった物件の状況等が分かるように記載すること。

6. その他参考となるべき事項

(1) 例えば、当該行為の対象となった商品又は役務の原材料、製法、流通経路、価格交渉の方法・当事者、公的規格、法的規制、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関係行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を審すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第4号までに定める入札談合等関係行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。

7. 提出資料

(1) ①当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役員が作成又はその内容について確認した当該行為に関する報告書等、前記1から6までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

(2) 前記1から6までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の7番目のものには「2-(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

1. 報告する違反行為の概要

- (1) 当該行為の態様

ア 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を1(1)アの欄に記載すること。

イ 例えば

① 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、合意の内容（価格の引上げ時期、引上げ幅等）

② 当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）等が分かるように、1(1)イの欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、1(1)イの欄に具体的に記載すること。

(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について1(2)の欄に具体的に記載すること。

(3) 開始時期（終了時期）
ア 当該行為に係る取決めをした時期を1(3)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

イ 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を1(3)の欄の（ ）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば、これを記載すること。

ウ 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

2. 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も記載すること。

(2) 連名により報告を行う場合は、全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

3. 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4. 当該行為の対象となった商品又は役務

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。
例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売す

る流通経路があり、後者の流通経路を通じて販売する商品のみを対象として価格引上げカルテルを行ったのであれば、そのことが分かるように記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、対象となる発注物件について、発注者、発注部署、競争入札の方法（制限付一般競争入札、希望型指名競争入札、指名競争入札等）、工事の種類等を具体的に記載すること。

- (2) 当該行為の対象商品又は役務の範囲に含まれるが、特に取決めの対象外となっているもの（例えば、輸出向けのもの、特定の用途向けのもの、特定の事業者が相指名業者となった発注物件等）があれば、そのことが分かるように記載すること。

5. 当該行為の実施状況及び共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況
当該行為に係る取決めの実施状況について、具体的に記載すること。

例えば、当該行為が価格引上げカルテルである場合は、価格引上げ交渉の状況についての情報交換をしていればその状況（日時、場所、内容等）等が分かるように記載するとともに、取引先に価格を引き上げる旨通知した時期、価格引上げ交渉の状況、価格引上げの浸透状況等を記載すること。

また、当該行為が入札談合である場合は、入札に参加した発注物件について、受注予定者が決定された経緯、自己が受注予定者となったときの他の者への入札価格の連絡の状況、他の者が受注予定者となったときのその者からの入札価格の連絡の状況、受注予定者を決定しその者が受注した物件、受注予定者を決定したがその者が受注することができなかった物件、受注予定者を決定することができなかった物件の状況等が分かるように記載すること。

6. その他参考となるべき事項

(1) 例えば、当該行為の対象となった商品又は役務の原材料、製法、流通経路、価格交渉の方法・当事者、公的規格、法的規制、業界の概要、関係する事業者団体の概要、連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等、参考となるべき事項を記載すること。

(2) 入札談合等関係行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を審すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第5項第1号から第4号までに定める入札談合等関係行為に関係すると考えられる事実がある場合は、その内容についても記載すること。

7. 提出資料

(1) ①当該行為に関する会合のメモ、当該行為に関する事項の記載された営業日報、当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役員が署名押印した当該行為に関する報告書等、前記1から6までに記載した事項の裏付けとなる資料を、表に記載し、提出すること。

なお、日本語以外の言語で記載されている資料については、日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

(2) 前記1から6までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように、例えば、前記2に記載した事項の裏付けとなる資料の7番目のものには「2-(7)」という番号を備考欄に付す等、適宜整理すること。

記載上の注意事項（下記の各項目は、様式の各項目に対応する。）

1. 報告する違反行為の概要

- (1) 当該行為の態様

ア 当該行為の態様（価格カルテル、入札談合、市場分割協定等）を1(1)アの欄に記載すること。

イ 例えば

① 当該行為が価格引上げカルテルである場合は、合意の内容（価格の引上げ時期、引上げ幅等）

② 当該行為が入札談合である場合は、受注予定者の選定方法（ルールの内容）等が分かるように、1(1)イの欄に具体的に記載すること。

なお、当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の関与の内容について、1(1)イの欄に具体的に記載すること。

(2) 共同して当該行為を行った他の事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地
当該行為に事業者団体が関与している場合には、当該団体の名称及び住所又は所在地等について1(2)の欄に具体的に記載すること。

(3) 開始時期（終了時期）
ア 当該行為に係る取決めをした時期を1(3)の欄に記載すること。当該行為を開始した時期が明確でない場合は、当該行為を行っていたことが確実な時期であって、最も古い時期を記載し、「遅くとも」と付記すること。

イ 報告者が当該行為を既にしていない場合は、終了時期を1(3)の欄の（ ）内に記載すること。例えば、事業者として当該行為をしないことを決定した日があれば、これを記載すること。

ウ 本報告書を連名（各報告者の氏名等を列記し、それぞれ押印する方法をいう。以下同じ。）で作成した場合で、報告者ごとに開始時期又は終了時期が異なる場合には、報告者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

2. 報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も記載すること。

(2) 連名により報告を行う場合は、全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

3. 共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

(1) 現在関与している者だけでなく、過去に関与したことがある者も、可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は、その旨を注記すること。

(2) 事業者団体の役員が関与している場合は、その者についても記載すること。

4. 当該行為の対象となった商品又は役務

(1) 当該行為の対象となった商品又は役務について、その範囲が分かるように具体的に記載すること。
例えば、ある商品について、流通業者を通じて販売する流通経路と需要者に直接販売す

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

協議の申出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称 住所又は所在地 法人番号 代表者の役職名及び氏名	
連絡先部署名 住所又は所在地（郵便番号） 担当者の役職名及び氏名 電話番号 電子メールアドレス	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の5第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同項各号に掲げる行為について協議を申し出ます。

備考

- 1 本則第7条第3項において準用する本則第6条第2項（以下「本則第6条第2項」という。）に定める「備考」に掲げる事項（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記1(1)イ、2、3、5及び6の事項とする。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は
 - (1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については、その旨も付記すること。
 - (2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。
 - (3) 共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項又は同法第7条の8第4項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。
- 3(1) 本則第6条第2項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本則第8条に定める当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して20日を経過した日までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。
 - (2) 前記7(1)②の報告書については、原則として、本則第6条第2項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。
- 4 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本則第6条第2項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。
- 5 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 6 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。
- 7 本報告書の提出に当たっては、代表者若しくは代理人の押印又は本報告書が真正なものであることを証明するための書類を添付すること。

様式第4号（用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。）

協議の申出書

年 月 日

公正取引委員会 宛

氏名又は名称 住所又は所在地 法人番号 代表者の役職名及び氏名	印
連絡先部署名 住所又は所在地（郵便番号） 担当者の役職名及び氏名 電話番号 電子メールアドレス	

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の5第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により同項各号に掲げる行為について協議を申し出ます。

備考

- 1 本則第7条第3項において準用する本則第6条第2項（以下「本則第6条第2項」という。）に定める「備考」に掲げる事項（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は、前記1(1)イ、2、3、5及び6の事項とする。
- 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定により共同して、違反行為に係る事実の報告及び資料の提出を行おうとする場合は
 - (1) 各報告者の連名で本報告書を作成すること。また、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等については、記名押印に当たってその旨も付記すること。
 - (2) 連絡先部署名は、本則第10条又は第20条第2項に規定する連絡先となる一の事業者又は子会社等のものを記載すること。
 - (3) 共同して報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の4第4項又は同法第7条の8第4項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第11条第3項の規定に該当する具体的事実）を記載した書面及びその内容を裏付ける資料を提出すること。
- 3(1) 本則第6条第2項の口頭による報告又は陳述をする場合には、本則第8条に定める当該違反行為に係る事件についての調査開始日から起算して20日を経過した日までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。
 - (2) 前記7(1)②の報告書については、原則として、本則第6条第2項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては、当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。
- 4 代理人により報告書を作成する場合は、報告者の氏名又は名称、住所又は所在地、法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上、代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては、併せて委任状を添付すること。また、本則第6条第2項の口頭による報告を行う場合においても、報告の際に委任状を提出すること。
- 5 記載事項について書ききれない場合は、適宜別紙に記載すること。
- 6 本報告書を電子メールで送信する際は、誤送信することのないようにすること。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則
この規則は、令和二年十二月二十五日から施行する。